

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長  
(鹿児島県教育委員会教育長)

組合員の資格取得等及び被扶養者の認定・取消しに係る事務について（通知）

このことについて、組合員の資格取得等に関する事務は所属所を通じて手続きが必要になりますので、別紙1により組合員種別を確認の上、下記事項に十分留意し、遺漏のないよう処理してください。

なお、組合員の資格取得は健康保険（一般組合員においては厚生年金）への加入手続きも兼ねるとともに、手続きが遅延した場合、被扶養者の事実発生日からの認定ができない可能性もあることから、速やかに手続きを行ってください。

また、令和5年11月13日付け公共鹿第771号「組合員の資格取得及び被扶養者認定に係る事務手続の変更について（通知）」により関係様式を改定していますので、必ず改定後の様式で提出してください。

記

1 一般組合員の資格取得等の届出関係事務

(1) 一般組合員の資格取得及び転入手続について

次の者については、別表1「事務手続一覧（一般組合員 資格取得・転入）」により処理してください。

ア 新規採用に伴い新たに一般組合員資格を取得した者

イ 会計年度任用職員のうち要件を満たし一般組合員資格を取得した者

ウ 他の公務員共済組合（国家公務員共済組合・市町村職員共済組合・地方職員共済組合等）からの転入者

エ 公立学校共済組合の他支部からの転入者

※ 当支部の短期組合員から一般組合員へ種別変更となる者（例えば、令和6年3月31日まで本県の臨時的任用職員（短期組合員）であった者が、引き続き本県で令和6年4月1日から正規職員（一般組合員）に採用された場合等）については、「ア 新規採用に伴い新たに一般組合員資格を取得した者」により手続きを行ってください。

(2) 一般組合員の所属所異動について

次の者については、別表2「事務手続一覧（一般組合員 所属所異動）」により処理してください。

ア 市町村費支弁職員で異動した者

イ 県費と市費支弁職員間で異動した者

ウ 県費支弁職員で異動した者

2 短期組合員の資格取得等の届出関係事務について

(1) 短期組合員の資格取得手続

短期組合員の資格取得手続については、別表3「事務手続一覧（短期組合員 資格取得）」により処理してください。

なお、一般組合員から短期組合員へ組合員種別が変更となる場合も当該手続の対象となるので、留意してください。

(2) 短期組合員の所属所異動・任用形態等変更について

短期組合員の所属所異動・任用形態変更等については、別表4「事務手続一覧（短期組合員 所属所異動・任用形態等変更）」により処理してください。

3 一般組合員及び短期組合員資格取得等の届出関係事務に係る留意事項

(1) 組合員資格を再取得した場合

退職後、当共済組合の任意継続組合員制度又は他の公的医療保険制度（国民健康保険、全国健康保険協会管掌健康保険等）に加入していた者が、当支部の一般組合員または短期組合員として資格取得する場合は、新規採用職員と同様に一般組合員資格取得または短期組合員資格取得の手続が必要となります。

なお、再任用制度によるフルタイム勤務職員や非常勤職員に係る被扶養者の認定については、給与条例上の扶養親族ではないため、特別認定の手続を行ってください。

(2) 任用に空白期間が生じる者

次の任用までに空白期間が生じる場合でも、任命権者と職員との間で事実上の任用関係が継続していると任命権者が判断する場合は、任命権者が当支部に申立書を提出することにより、組合員資格も引き続くものとして取り扱います。任用関係の継続に関する判断については任命権者に確認してください。

(3) 種別変更時の被扶養者の取扱い及び国民年金第3号被保険者関係の届出について

一般組合員から短期組合員（短期組合員から一般組合員）へ種別変更し資格取得する者の被扶養者については、引き続き主として組合員の収入により生計を維持しているときは、継続認定（※）されるので手続は必要ありませんが、交付されている組合員証等の番号が変更となるため、組合員証と併せて被扶養者証等を一般または短期組合員資格取得届に添付して返納してください。

また、組合員の種別変更の際には加入する厚生年金制度が変更になることから、20歳以上60歳未満の被扶養配偶者については、別途、国民年金第3号被保険者関係届の提出が必要となります。別紙2を参照の上、国民年金第3号被保険者関係届を作成し提出してください。

※ 短期組合員の任用形態等変更に伴う番号変更の場合も同様の取扱いです。毎年度8月に実施している検認事務において資格確認を行います。継続認定に際しては、被扶養者の認定取消しに該当する事実がないか確認を徹底してください。

4 被扶養者の認定及び取消関係事務

被扶養者の認定及び取消申告は、事実発生後速やかに行うよう、別紙3により周知してください。

また、給与条例上の扶養親族として扶養手当の支給対象となっている被扶養者（普通認定による者）が年齢到達により扶養手当の支給対象外となったものの、引き続き主として組合員の収入により生計を維持しているときは、特別認定として継続認定（※）されるので、手続は必要ありません。（毎年度8月に実施している検認事務において資格確認を行います。）

なお、継続認定に際しては、被扶養者の認定取消しに該当する事実がないか確認を徹底してください。

※ 退職に引き続き再任用フルタイムとなる場合も同様の取扱いです。

※ 新規に特別認定を申請する場合の必要書類は別紙4のとおりです。

## 5 国民年金第3号被保険者の届出事務（日本年金機構関係事務）

20歳以上60歳未満の配偶者が、次の(1)～(3)に該当する場合は手続きが必要です。

届出に係る用紙は、必ず当支部のホームページからダウンロードしたものを使用してください。

### (1) 当共済組合の被扶養者として認定されたとき（国民年金第3号被保険者の資格取得）

被扶養者認定申告時に「国民年金第3号被保険者関係届」及び基礎年金番号が確認できる書類（「年金手帳」又は「基礎年金番号通知書」の写し等）を、関係書類と併せて提出してください。

### (2) 被扶養配偶者の認定を取り消すとき（組合員の退職等に伴い被扶養者資格を喪失するときを除く。）

被扶養者認定取消申告時に「国民年金第3号被保険者関係届」を関係書類と併せて提出してください。  
ただし、就職や雇用条件等の変更により、勤務先において他の公的医療保険制度の被保険者となった場合（被保険者証が交付されたとき）の「国民年金第3号被保険者関係届」の提出は不要です。

### (3) 被扶養配偶者（国民年金第3号被保険者）が転居したとき

「国民年金第3号被保険者住所変更届」を提出してください。

\* 国外へ転出するとき又は国外から転入したときで、国内居住要件の例外に該当している場合は、海外特例要件に係る届出が必要となるため、「国民年金第3号被保険者関係届」を提出してください（この場合「国民年金第3号被保険者住所変更届」の提出は不要）。

## 6 組合員及び被扶養者の住所届出事務

組合員及び被扶養者の転居等に伴う住所届出については、別表5「事務手続一覧（住所変更）」により処理してください。

\* 被扶養者が国外へ転出し国内居住要件の例外に該当する場合は、組合員等住所変更届〔整理番号4〕と併せて国内居住要件の例外に該当することが確認できる書類の提出が必要となるので注意してください。

## 7 配偶者同行休業等取得者について

組合員が地方公務員法に規定する配偶者同行休業又は自己啓発等休業を取得したときは、休業期間中は給与が支給されないことから、自身で引き続き共済掛金を払い込む必要があるため、速やかに共済組合へ連絡してください。

## 8 その他

よくあるお問合せについては別紙5のとおりです。書類不備があった場合、手続きに遅れが生じるため、通知文等を十分確認の上処理してください。

問合せ及び連絡先

資格得喪担当 年金給付係 電話 099-286-5220

任意継続・共済掛金担当 福利係 電話 099-286-5217

※ 県立学校における本文書の文書管理表上の分類記号：

「B-7-2（共済組合）」